



豊監公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による  
住民監査請求（豊中市職員措置請求）について、同条第4項の規定により監  
査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和8年（2026年）5月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

## 豊中市職員措置請求書に係る監査結果

### 第1. 請求の内容等

#### 1. 請求人

■■ ■■

#### 2. 請求書の提出日

令和8年（2026年）4月3日

#### 3. 請求の趣旨（原文どおり。ただし、事実証明書は省略。）

##### 第1 請求の要旨

地方自治法242条1項の規定により以下の財務会計上の違法事項につき監査を請求する。

##### ・問題の経過

2025年の秋頃、当団体は当時豊中市議であった■■■氏（以下■■氏）が株式会社■■■（以下■■■■）の代表を務めていることを知った（■■氏は2023年4月23日に豊中市議会議員選挙で市議会議員として当選し、2026年2月に、豊中市議会議員を辞職している）。

■■氏が地方自治法92条の2で規定されている兼業禁止規定に抵触している疑いを持った当団体は調査を開始し、2026年3月2日、豊中市に対し「市から株式会社■■■■に対して、年間総額いくらの公金が支出されているかが判る一切の資料。」という内容で情報開示請求を行った。

また大阪法務局池田出張所にて■■■■の履歴事項全部証明書を取得したところ、■■■■の設立以後■■氏が2026年3月12日時点まで取締役であることが確認された。さらに■■■■氏が、2021年3月1日から2026年3月12日時点まで取締役であることも判明した。

2026年3月15日に行政文書開示により、■■■■の受け取り金額の総計を算出した。その結果、■■■■は市から2023年度に総計2億3504万8375円、2024年度に総計2億1483万6738円を、2025年度に総計2億3831万7277円（いずれも■■氏が議員である期間のみを基に算出）を市から受け取っていたことが判明した。

・■■氏は2023年に当選した後から辞職を経た後も2026年3月12日時点では株式会社■■■■の代表であった。地方自治法施行令121条の2では、議員は自身が支配人や代表取締役を務める組織がある場合、300万円以上の公金を自治体から受け取ることは禁止されている。以上のことより■■氏は地方自治法92条の2で規定される「議員は地方公共団体に請負をする者及び取締役たることができない。」という規定に反する可能性がある。

・公職選挙法第104条では当選人に対し「地方自治法92条の2に違反している場合、当選後5日以内に取締役を辞めた旨の届け出を出さない場合は、当選を失う」という旨を規定してい

る。■■氏は当選後も2026年3月12日時点までは■■■■の取締役であったことから、当選した5日後に当選が失われた可能性があった。

・■■氏が地方自治法92条の2の規定に反する、または■■氏が公職選挙法104条の規定に反する場合、市に対し「■■氏が議員であった時の議員報酬や公費などの全額を返還するよう■■氏に求める」ことを要求する。

## 第2 請求の理由

元豊中市議会議員であり現在豊中市長選挙に立候補している■■氏が経営する■■■■社に対し、豊中市が児童発達支援や放課後デイサービス等の給付金を、2023年に■■氏が当選した後、直近の2026年に至るまで年間2億円超（累計6億7千万円以上）支出していた。

### 1, 議員の兼業禁止規定（地方自治法第92条の2）違反と思われる行為

添付の履歴事項全部証明書の通り、■■氏は議員時代■■■■社の代表取締役等の要職にあった。さらに地方自治法92条の2には「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」とある。

2026年3月28日、■■氏は演説の中で「議員時代に取締役であったことは問題がなかった」という旨の発言をしている。これは同社の主たる売り上げが、給付金で賄われていたことを以て「請負」とは言えないという旨の主張であると思われる。

しかし総務省が出した議員立法地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)によると、「請負」の定義が明確化されており、請負の定義規定は、「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」となっている。■■■■の実情にこの文言を合わせると「業として行う作業その他の役務の給付その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」と言える。給付金とは言え■■■■の事業について豊中市が対価を支払っていることに変わりはなく、■■■■の業は令和4年に議員立法で明確化された議員の請負に該当すると思われる。

さらに同社の従業員約65名～75名の人件費（月給22万円、従業員数65名として以下の計算式で計算「65名×22万円×12ヶ月」）1億7160万円に社会保険料等の事業主負担（約15%）を加えると年間約2億円となる。つまり人件費のほぼ全額が市からの給付金で賄われ、■■■■の運営自体が公金依存であると言える。これは実態として市を唯一・最大の「請負先」とするものであり、同法が禁じる兼業に該当するのではないか。

また■■氏は交付された公金の中から、役員報酬を取っていた可能性がある。その状況で■■氏が社会保険に入っていたとしたら、これはいわゆる「国保逃れ」の可能性があるとと思われる。公金から自分の役員報酬を取り、それで保険料を支払っていたとしたら問題である。

### 2, 公職選挙法104条に違反していると思われる行為

上述の通り、■■氏は地方自治法第92条の2（兼業禁止）などの法令と条例に抵触し、議員としての適格性を欠いた状態で公金を自社で受け取っていた疑いがある。公職選挙法第104条には「地方公共団体の議会の議員の当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第92条の2に規定する関係を有する者は、選挙管理委員会に対し、当選の告知を受けた日から五日以内

に同法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失う。」とある。

また豊中市では条例で、「兼業禁止に該当している場合、6月中に取締役を辞める旨を議長に出さなければならない」という規定がある。■■氏がもしこれらに抵触していたとしたら、本来議員でなかった者が、議員としての報酬や活動費を不当に受け取っていたこととなる。

### 3. 地方自治法第117条に違反していると思われる行為

地方自治法第117条の規定では「普通地方公共団体の議員は、自己もしくは家族に関する事件については、その議事から除斥され参加することができない」とある。■■氏は2023年に決算審議に参加し、2024年は本議会の予算を決める定例会と決算審議、2025年も同様に本議会の予算を決める定例会と決算審議へ参加していた。このように、議員が自分と利害関係のある審議に何の断りもなく参加することは、市民目線で考えれば異常なことと思える。

当団体は、これらの問題を市政の重大な問題と考え、住民監査請求を行うものである。

行為のあった日から1年を経過している場合の正当な理由

■■氏は、2023年4月～2026年2月まで、地方自治法92条の2の兼業禁止に抵触している疑いがあったが、通常多くの市民は、法律に精通しておらず、議員が兼業禁止されていることなど、知りようがない。

従ってこれは、一般の多くの市民にとって、秘密にされていたも同然である。よって、1年以上経過している行為についても監査を請求する正当な理由と言える。

## 第3 請求者

豊中市■■■■■■■■■■■■■■■■

■■ ■■

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2026年4月3日

豊中市監査委員あて

## 4. 請求の要件審査

令和8年4月3日に提出された本件職員措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）は、令和5年4月から令和8年2月までの期間に係る支出を対象としているが、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下単に「法」という。）第242条第2項において住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」とされており、同項ただし書により「ただし、正当な理由があるときはこの限りでない」とされている。

本件請求における請求人は、「行為のあった日から1年を経過している場合の正当な理由」を記載している。その主張は、「通常多くの市民は、法律に精通しておらず、議員が兼業禁止されていることなど、知りようがない。従ってこれは、一般の多くの市民にとって、秘密にされていたも同然である。」という内容であるが、法第242条第2項ただし書の「正

当な理由があるとき」とは、最高裁平成14年9月12日判決などにおいて、例えば、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指し、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。本件請求に関しては、法第92条の2の規定は公布により周知されており、また■■■■元市議が株式会社■■■■の代表取締役であることや議員報酬の支出等が秘匿されていたような特段の事情はなく、請求人が知らなかったことをもって1年を経過した正当な理由とは認められない。

よって、本件請求は、その一部である令和7年4月3日から令和8年2月までの期間に係る支出について法第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているものと認め、当該部分についての監査を実施することとした。このため、令和7年4月2日以前に行われた支出に係る部分については要件を満たさないものであり、不適法であるため却下する。

## 第2. 監査の実施

### 1. 監査対象部課

本件請求は、市議会議員であった■■■氏に対する議員報酬等の支出及び同氏が市議会議員であった期間に所属していた会派である「大阪維新の会・無所属議員団」に対する政務活動費の支出並びに同時期に同氏が代表取締役を務めていた株式会社■■■■への障害児通所給付や障害者への自立支援給付の給付金等の支出に対する住民監査請求であることから、市議会事務局総務課、こども未来部こども政策課、同部はぐくみセンターおよびこ保健課及び福祉部障害福祉課を監査対象部課とした。なお、市議会事務局総務課は市長の補助機関ではないが、議員報酬等及び政務活動費の支出について実質的に事務を担っていることから、市長が行った支出に関する本件請求における監査対象部課とした。

### 2. 関係職員からの資料の提出等

本件請求について監査を実施することを決定後、本件請求書及び事実証明書の内容について調査し、また、市議会事務局総務課長ほか関係職員に対して、資料等の提出を求めた。その内容については、後述の関係職員からの陳述の聴取等においてまとめて記載する。

### 3. 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和8年5月12日に陳述があった。その際、関係職員の立会いを認めた。

請求人からの陳述の主な内容等は、次のとおりである。

#### (1) 請求人の陳述（要旨）

- ■■■氏が株式会社■■■■の代表者であることを知り、法第92条の2の兼業禁止規定に抵触している疑いを持ち、調査を開始しました。市に対して行政文書開示請求を行い、大阪法務局池田出張所にて株式会社■■■■の履歴事項全部証明書を取得し、事実を確認しました。また、■■■氏が福祉事業を営む法人の代表者でありながら、市議会において決算審査、予算審議に参加し、令和7年市民福祉常任委員会では福祉事

業に対して「こういうサービスがあるんだったら使いたいと言ってもらえるような動線ができないか」と発言したことなどを確認しました。

これらの事実を踏まえ、■■氏が議員時代に法第92条の2と法第117条に違反していたのではないかと、違反していたのであれば、■■氏は議員としての適格性を欠いていたことになり、そうであれば■■氏に支払われた議員報酬は豊中市の財務会計上の問題であると認識しました。

- 法第92条の2については、平成30年総務省通知や令和4年の法改正において「請負」の定義が明確化されており、それによると請負とは、「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」となっており、これを株式会社■■■■の実情に照らすと、給付金とはいえ株式会社■■■■の事業について豊中市が対価を支払っていることに変わりはなく、請負に該当すると思われます。
- 公職選挙法第104条では当選人に対し法第92条の2に違反している場合、当選後5日以内に取締役を辞めた旨の届け出を出さない場合は、当選を失うという旨を規定しています。■■氏は当選後も2026年3月12日時点までは、■■■■の取締役であったことから、当選した5日後に当選が失われていた可能性があります。
- 法第117条では普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは家族と利害関係がある審議に参加できないと定めています。
- ■■氏に対しては、法第92条の2に違反していたのではないかなど6項目の公開質問状を出しましたが、これに対して同氏からは法令・条例への抵触は一切ないことを確認しましたとの回答がありました。また同氏はSNS上で、自らが経営している事業は、自治体と契約を結ぶ委託事業・請負業務ではなく、利用者との契約に基づいてサービスを提供する仕組みであり、法的な制限の問題はなく、違法性はない旨を述べていますが、これは本当に正しいのでしょうか。
- 放課後等デイサービス事業は、2003年に支援費制度が成立し、利用者が自らサービスを選択し、事業者と契約を結ぶ方式となりましたが、それ以前は、行政が利用するサービスや事業者を決定する措置制度でした。支援費制度の導入後、サービス利用者の増大や財源問題、障害者種別間の格差、サービス水準の地域間格差などの課題を解消するため、2005年に障害者自立支援法が公布され、また児童福祉法においても放課後等デイサービスの仕組みが整理されました。この制度変更により措置制度時代よりも公的負担割合は上がり利用者負担は減っており、利用料から見ると公的性格が増しています。利用者の自己決定を尊重するという理念のもと、利用者が施設を選ぶという形式に置き換わったもので、現在は、見かけ上は利用者が施設を決め、利用者が払う負担金の一部を地方公共団体が肩代わりしている状況ですが、実態としては行政の福祉責任を民間に委ねている、いわば準公共サービスです。事業者の参入には、自治体の指定（認可）が必要であり、指導監査も受けます。また報酬の大部分が公金で賄われており、自治体の予算に依存する事業です。これは、法の想定を超えた実体的請負です。契約制度への転換によって自治体と事業者の直接の契約（請負）という形が消え、利用者と事業者の私的契約になり、これが■■氏の言う法第92条の2の請負には当たらない根拠ですが、これは理念上の置き換えであって、事業の性質が公共性の高い福祉であることに変わりはありません。利用者の権利を守るための制度変更が、結果として議員の兼業禁止規定を回避する抜け道の役割を果たしてしまっている状況です。形式的には利用者との契約であっても、実態は行政が本来行うべき福祉事業の代行である以上、議員の清廉性の確保のために定められた法第92条の2の精神に照らして

も、議員と福祉事業会社代表の兼務は禁止されるべきです。

- 豊中市には政治倫理条例は制定されていませんが、多くの市では政治倫理条例が制定され「市から公金が入る団体の役員となる」ことを禁止しています。日本全国の自治体で議員に求められる政治倫理観に大きな違いがあるとは到底言えず、豊中市は、これを重く受け止めるべきです。
- 法第127条第1項には、地方公共団体の議員が同法第92条の2に該当するかどうかは、議会がこれを決定する、とあります。この規定は、請負禁止規定に該当するかどうかについて、実際問題としては、この規定に該当しているのではないかと周りに疑いを抱かせながらも、本人が自発的に議員を辞任しない限り、これを辞任させる方法がなかったため、決定機関を定めることによって客観的に決定できるようにしたものです。多様な現実を踏まえれば、法第92条の2に該当するかどうかは、疑いが出てきた段階で、議員が議論して、議決しなければならないと言えます。
- ■■■氏は、法第117条で規定される除斥規定にも違反しています。
- ■■■氏の政治家としての姿勢についても言及します。■■■氏は、昨年市に対し分割発注について談合の疑いを追求しましたが、自身の事業所が受領する数億円の公費については利用者との契約だから請負ではないと強弁するのはダブルスタンダードであり、政治家としての倫理観に一貫性がありません。また、■■■氏は、先月市長選挙に出た際には会社の代表者を辞任しなければならないという旨の発言をしていますが、本件について何も問題がないのであれば、辞任表明をする必要などないはずです。
- この事例に対する倫理的批判を行います。措置から契約への移行は、権力者の利益相反を防ぐチェック機能を無効化してしまった制度設計上の致命的な見落としと言わざるを得ません。福祉分野は、監視の目が必要な新しい利権とも言えます。福祉や介護といった対人サービスに巨額の公金が流れており、形がサービス契約に変わったとしても公金であることには変わりがなく、公共サービスの延長であることは明らかなのに、旧来の請負の定義に固執して、現代の福祉給付の実態をスルーしている法解釈は時代遅れです。福祉には社会的弱者を救うという誰も反論できない大義名分があるからこそ、その裏側で行われていることに目が届きにくくなります。議員が経営に関与していることを追求しようとする、福祉の現場を理解している、地域の受け皿を確保しているといった、一見すると善意に見える理屈で反論されます。実態として準公共サービスである以上、行政による監視や指導は公平であるべきですが、代表が議決権を持つ議員であれば、現場の市職員が委縮したりすることが考えられ、不適切な運営が見逃される懸念が生じます。これはまじめに運営している他の民間事業者との間に不公平な競争環境を生み、福祉の質そのものの低下を招く原因となり得ます。税金という公共の財産が実質的に特定の政治勢力の資金源となりかねない構造は、民主主義の根幹を揺るがす問題であり、このような疑念を市民に抱かせないためにも、この問題への厳格な対応が求められます。
- 以上より、■■■氏は実態として、当選直後から辞任までの間、法律に抵触していたと考えられます。監査委員の方々は、福祉制度の形式的な変化に惑わされることなく、公金が投入される事業の公共性と議員の責務という本質に立ち返って頂ければと思います。最後に繰り返しになりますが、放課後等デイサービスは、制度上は措置から契約と姿を変えました。しかし、それは行政が上から決めるのではなく、利用者の権利を広げ守るための形式の変更であって、事業の公共性や公費に依存する実態までが変わったわけではありません。この事業は、本来行政が担うべき福祉責任を民間が代行している準公共サービスそのものです。それを■■■氏の主張のように「私的な契約だから請

負ではない」と切り離すのは、あまりに形式主義的であり、歴史を無視し、地方自治法が求める議員の清廉性を形骸化させるものです。

直ちに違法と言い切れないなら何をやってもいいわけではありません。権利を守るための善意の仕組みが、政治的公平性を担保するための倫理的な壁を取り払ってしまっ  
てはいけません。どうか監査委員の皆様におかれましては、文言だけを見た形式的  
法治主義に陥らず、福祉の歴史的背景を踏まえ、この制度の奥にある実態と公共  
性を直視していただき、市民が納得できる厳正な監査をお願い申し上げます。

## (2) 監査委員との質疑

### 【監査委員】

住民監査請求は、財務会計上の行為が対象となります。請求人は、市長が行った議員報酬等、政務活動費及び株式会社■■■■への支出について違法又は不当であるとして監査及び措置を求めるという趣旨でよろしいですか。

→ そのとおりです。

### 【監査委員】

議員報酬等の支出に対して監査及び措置を求めることについては、請求人は法第92条の2に抵触する疑いがあるなどの根拠を示されましたが、市議会議員が代表を務める法人に対して市長が給付費等を支出すべきではないと考える法的根拠等をお示しください。

→ 法的根拠についてはすぐには出てきませんが、法による兼業禁止規定に抵触する状態であり、当該法人に対しても支出すべきではないと考えています。

## (3) 関係職員からの意見

なし

## 4. 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第8項の規定に基づき、令和8年5月12日、市議会事務局総務課長、同課課長補佐、こども未来部こども政策課主幹、同課係長、同部はぐくみセンターおやこ保健課主査、福祉部障害福祉課主幹、同課係長から陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認め、請求人から意見があった。

関係職員からの陳述の聴取等の主な内容は、次のとおりである。

### (1) 関係職員からの陳述の聴取

① 令和8年4月3日付で、住民監査請求書が提出されていますが、同請求書の記載事項について、誤りがないかどうか、誤りがあるとするなら、その箇所を指摘し、その理由を述べてください。

### 【市議会事務局総務課】

請求書には『また豊中市では条例で、「兼業禁止に該当している場合、6月中に取締役を辞める旨を議長に出さなければならない」という規定がある。』と記載されていますが、このような規定は存在しません。

② 請求人が措置請求する理由について、反論等があれば見解を述べてください。

【市議会事務局総務課】

議会が、法第127条第1項の規定に基づいて■■■氏が同法第92条の2の規定に該当するとの決定をしていない以上、■■■氏は議員の職にあるので、議員報酬等は当然に支給されるものです。

【こども未来部こども政策課】

株式会社■■■■に対して支出した障害児通所給付費等は、指定障害児通所支援事業者等が通所給付決定保護者等に対して障害児通所支援等を提供した場合、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費等を、児童福祉法第21条の5の3等に基づき、通所給付決定保護者等に代わって、指定障害児通所支援事業者等に支給しているものです(法定代理受領)。また、この支給は、児童福祉法第21条の5の7に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会に委託して手続きを行っています。

【こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課】

豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業給付金は、長引く物価高騰による影響を受けている障害児通所支援事業所に対し、同事業実施要綱に基づき、当該事業所等の負担や利用者負担への影響を最小限に留め、事業所等の事業継続を支援するための給付金として支給したものです。

【福祉部障害福祉課】

株式会社■■■■に対して支出した訓練等給付費等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第28条第2項第2号に規定する訓練等給付費等を、総合支援法第29条第4項に基づき指定障害福祉サービス事業者等に支給しているものです(法定代理受領)。この支給は、総合支援法第29条第7項に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会に委託して手続きを行っています。

また、豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業給付金については、長引く物価高騰による影響を受けている福祉事業所等に対し、当該事業所等の負担や利用者負担への影響を最小限に留め、事業所等の事業継続を支援するための給付金として同事業実施要綱に基づき、市が指定している指定障害福祉サービス事業者である株式会社■■■■に対して、給付金を支給したものです。

以上のことから、いずれも法令又は本市要綱に基づくものであり、■■■氏に対して支出した議員報酬等及び政務活動費並びに株式会社■■■■に対して支出した公費等の返還を求めるといふ請求人の措置請求には理由がありません。

- ③ 法第127条第1項に規定する議会の決定の有無について教えてください。

【市議会事務局総務課】

決定はありません。

- ④ ■■■元市議に対する議員報酬等及び■■■元市議が所属していた会派に対する政務活動費並びに株式会社■■■■に対する支出について、名称、費目、金額及び支出日を教えてください。

【市議会事務局総務課】

【子ども未来部子ども政策課・はぐくみセンターおやこ保健課】

【福祉部障害福祉課】

別紙（省略）のとおりです。

- ⑤ 法人の代表者が市議会議員である場合に給付を制限する規定等があれば、教えてください。

【子ども未来部子ども政策課・はぐくみセンターおやこ保健課】

【福祉部障害福祉課】

法人の代表者が市議会議員である場合に給付を制限する規定等はありません。

- ⑥ なお、監査対象部課ではないが、選挙管理委員会事務局に対して次の事項について文書で質問し、回答を得た。

令和5年（2023年）4月23日実施の豊中市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第104条に基づく届出の有無について教えてください。

【選挙管理委員会事務局】

届出はありません。

## （2）請求人からの意見（要旨）

- 請求書に『また豊中市では条例で、「兼業禁止に該当している場合、6月中に取締役を辞める旨を議長に出さなければならない」という規定がある。』と記載したことに対して、「このような規定は存在しません。」と回答されましたが、条例があるはずであり、それを根拠として請求書に記載しています。

### 《監査委員による事後確認》

この点について監査委員が確認したところ、本市議会には、豊中市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年豊中市条例第9号）があり、同条例第2条第1項において「議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における豊中市に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。」と規定され、①請負ごとに請負の対象とする役務、物件等、契約締結日、契約金額、前会計年度において支払を受けた総額及び②これらの総額の合計額の報告が義務付けられているが、「取締役を辞める旨を議長に出さなければならない」との規定はない。

## 5. 監査対象事項

次の項目を監査対象とした。

- (1) ■■■氏に対する令和7年4月3日から令和8年2月までの議員報酬及び期末手当の支出が法及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号。以下「議員報酬条例」という。）に照らして適正であるか。
- (2) ■■■氏が市議会議員であったときに所属していた「大阪維新の会・無所属議員団」に対する令和7年4月3日から令和8年2月までの間に係る政務活動費の支出が豊中市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年豊中市条例第6号。以下「政務活動費条例」という。）等に照らして適正であるか。
- (3) ■■■氏が代表取締役を務めていた株式会社■■■■■に対する令和7年4月3日から令和8年2月までの期間に係る障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費、自立訓練費・就労移行支援費並びに豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業給付金の支出が適正であるか。
- (4) 本件支出により市に損害が生じているか。

### 第3. 監査の結果

#### 1. 住民監査請求の対象について

法第242条に基づく住民監査請求の対象となるのは、当該地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担が該当し、これらの行為がなされることが、相当の確実さをもって予想される場合も含まれるものである。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、①公金の賦課又は徴収を怠る事実、②財産の管理を怠る事実が該当する。

#### 2. 事実の認定

##### (1) ■■■氏に対する議員報酬及び期末手当の支出

■■■氏が市議会議員であった期間のうち、本件請求の対象となる令和7年4月3日から令和8年2月までの間、法第203条第1項及び議員報酬条例に基づき議員報酬及び期末手当10,346,871円が支出されていた。なお、令和5年4月23日実施の豊中市議会議員選挙において豊中市選挙管理委員会に対して公職選挙法第104条に基づく届出は提出されていない。また、令和5年5月1日から令和8年2月20日までの間に豊中市議会において法第127条第1項の決定はなされていない。

##### (2) ■■■氏が所属していた会派に対する政務活動費の支出

■■■氏が市議会議員であったときに所属していた「大阪維新の会・無所属議員団」に対して令和7年4月3日から令和8年2月までの間、政務活動費条例等に基づき、政務活動費8,610,000円が支出されていた。

##### (3) 株式会社■■■■■に対する支出

株式会社■■■■■に対しては、令和7年4月3日から令和8年2月までの期間に係るものとして、こども政策課から障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費267,870,429円が、おやこ保健課から豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業給付金500,000円が、また障害福祉課から自立訓練費・就労移行支援費13,821,355円及び豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業

所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業給付金230,000円が支出されていた。

### 3. 判断

#### (1) ■■■氏に対する議員報酬及び期末手当の支出について

■■■氏に対する議員報酬及び期末手当の支出は、法第203条第1項及び同条第4項に基づく議員報酬条例に基づくものであり、金額等については、同条例第2条から第4条まで及び第7条の規定に定められたとおりであって、違法又は不当な点はなかった。

#### (2) ■■■氏が所属していた会派に対する政務活動費の支出について

■■■氏が市議会議員であった期間に同氏が所属していた会派に対して支出された政務活動費については、法第100条第14項の規定に基づく政務活動費条例第2条に基づくもので、金額等については同条例第4条に定められたとおりであり、同会派の人数構成の変更による返戻があるほか、令和7年度分については未精算であるため、現時点において返還額の有無等は確定していないが、支出について違法又は不当な点はなかった。

#### (3) 株式会社■■■■に対する支出

株式会社■■■■に対する支出について、

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等は、通所給付決定保護者等に支給する同法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費等を同法第21条の5の7第11項に基づき、通所給付決定保護者等に代わって指定障害児通所支援事業者等である株式会社■■■■に支払った（法定代理受領）もので、同条第14項に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会に委託して支払手続きを行っているもの
- ② 総合支援法に基づく訓練等給付費等は、支給決定障害者等に支給する同法第28条第2項第2号に規定する訓練等給付費等を同法第29条第4項に基づき指定障害福祉サービス事業者等である株式会社■■■■に支払った（法定代理受領）もので、同条第7項に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会に委託して支払手続きを行っているものである。また、
- ③ 物価高騰対策事業給付金については、長引く物価高騰による影響を受けている障害児通所支援事業所等に対し、当該事業所等の負担や利用者負担への影響を最小限に留め、事業所等の事業継続を支援するため「豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業実施要綱」に基づき株式会社■■■■に対して給付されたものである。

これらの支出に関しては、法令又は要綱に基づき支出されたものであり、いずれにおいても違法又は不当な点はない。

#### (4) 議員の兼業禁止等に対する判断について

請求人は、市長に対し『「■■■氏が議員であった時の議員報酬や公費などの全額を返還するよう■■■氏に求める」ことを要求』しており、その理由として、『■■■氏が地方自治法92条の2の規定に反する、または■■■氏が公職選挙法104条の規定に反する』ことから、「本来議員でなかった者が、議員としての報酬や活動費を不当に受け取

っていた」と主張している。また、市議会議員が代表取締役を務めていた株式会社■■■■■に対して市長が給付費等を支出すべきではなかったと主張するが法的根拠等については示されておらず、このことについて監査対象部課は、法人の代表者が市議会議員である場合に給付を制限する規定等はないとしている。

法第242条第1項に基づく住民監査請求は、普通地方公共団体の長等が行った財務会計上の行為を対象としており、議会の議決又は選挙管理委員会の決定による議員の兼業禁止に対する判断に関しては、同請求の対象外であることから、本件請求において判断を要しない。なお、議員の兼業禁止等に対する判断については、最高裁昭和56年5月14日判決（昭和55年行（ツ）119号）では「地方公共団体の議会の議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会がする法第127条第1項の規定による決定に対し法第127条第4項、第118条第5項の規定により不服申立てをすることができる者は、この決定によって職を失うこととなる当該議員に限られる」と示されているところである。

議員の失職及び資格決定に関しては、請求人も主張するとおり法第127条第1項において議会がこれを決定することとされているところ、■■■■氏が豊中市議会議員であった間、同条の規定により法第92条の2の規定に該当するとした議会の決定はなく、市長においてはこのことに関与し得る旨の定めはないため、市議会議員であった■■■■氏に対して市長が法第203条第1項及び議員報酬条例に基づき議員報酬及び期末手当を支出したことは、違法又は不当な支出にあたらぬ。

前記2（2）の政務活動費についても同じく違法又は不当な支出にはあたらない。

また、株式会社■■■■■に対する支出については、市議会議員が代表を務めることをもって支給を制限する規定はなく、違法又は不当な支出にあたらぬ。

法第117条に関するものその他の請求人の主張については、財務会計上の行為に関するものではなく、住民監査請求の対象外であることから、本件請求において判断を要しない。

#### （5）本件支出により市に損害が生じているか否かについて

前記（1）から（3）までに記載のとおり、請求人の主張はいずれも認められず、市に損害が発生したものと認めることはできない。

#### 4. 監査委員の一部除斥について

監査委員のうち北之坊委員は、本件請求において監査対象とされた政務活動費の支出対象会派に所属することから、本件監査のうち政務活動費の支出に係る部分においては、法第199条の2の規定により除斥された。

#### 5. 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。